

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【公開番号】特開2011-73976(P2011-73976A)

【公開日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2011-015

【出願番号】特願2009-223866(P2009-223866)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/36	(2006.01)
A 6 1 K	8/06	(2006.01)
A 6 1 K	8/39	(2006.01)
A 6 1 Q	19/10	(2006.01)
A 6 1 Q	1/14	(2006.01)
C 1 1 D	1/04	(2006.01)
C 1 1 D	1/74	(2006.01)
C 1 1 D	17/08	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/36
A 6 1 K	8/06
A 6 1 K	8/39
A 6 1 Q	19/10
A 6 1 Q	1/14
C 1 1 D	1/04
C 1 1 D	1/74
C 1 1 D	17/08

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月19日(2012.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1)イソステアリン酸石鹼と、2)オレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤とを含有することを特徴とする、ラメラ液晶中に油性成分が分散した乳化形態のクレンジング化粧料。

【請求項2】

前記イソステアリン酸石鹼を0.5~5質量%含有することを特徴とする、請求項1に記載のクレンジング化粧料。

【請求項3】

前記オレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤が、モノオレイン酸ポリグリセリル、モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン、トリオレイン酸トリオキシエチレンソルビタン、テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビットから選択される1種乃至は2種以上であることを特徴とする、請求項1又は2何れか1項に記載のクレンジング化粧料。

【請求項4】

前記オレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤を0.5~4質量%含有することを特徴とする、請求項1~3何れか1項に記載のクレンジング化粧料。

【手続補正2】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0009**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0009】**

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、クレンジング力、使用性、洗い流し後のすっきり感及び安定性に優れたクレンジング化粧料を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、イソステアリン酸石鹼と、オレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤とを含有することを特徴とする、ラメラ液晶中に油性成分が分散した乳化形態のクレンジング化粧料がその様な特性を有していることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は以下に示す技術に関するものである。

(1) 1) イソステアリン酸石鹼と、2) オレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤とを含有することを特徴とする、ラメラ液晶中に油性成分が分散した乳化形態のクレンジング化粧料。

(2) 前記イソステアリン酸石鹼を0.5～5質量%含有することを特徴とする、(1)に記載のクレンジング化粧料。

(3) 前記オレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤が、モノオレイン酸ポリグリセリル、モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン、トリオレイン酸トリオキシエチレンソルビタン、テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビットから選択される1種乃至は2種以上であることを特徴とする、(1)又は(2)何れかに記載のクレンジング化粧料。

(4) 前記オレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤を0.5～4質量%含有することを特徴とする、(1)～(3)何れかに記載のクレンジング化粧料

【手続補正3】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0012**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0012】**

(2) 本発明のクレンジング化粧料の必須成分であるオレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤

本発明のクレンジング化粧料は、乳化剤としてオレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤を含有することを特徴とする。かかるオレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤としては、モノオレイン酸ポリグリセリル、モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン、トリオレイン酸トリオキシエチレンソルビタン、テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビットが好ましく例示できる。これらは単独で使用しても構わないし、2種以上を組み合わせて使用しても構わないが、モノオレイン酸ポリグリセリルを単独で使用することが好ましい。かかるオレイン酸含有非イオン界面活性剤は、0.5～4質量%含有することが好ましく、1～2.5質量%含有することがさらに好ましい。この量範囲で含有することにより、前記必須成分であるイソステアリン酸石鹼との組み合わせ効果により、本発明のクレンジング化粧料において、ラメラ液晶中に油性成分を安定に分散せしめる特徴を有する。

【手続補正4】**【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0013**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0013】**

(3) 本発明のクレンジング化粧料

本発明のクレンジング化粧料は、上記2種の必須成分を含有することを特徴とする。本発明のクレンジング化粧料の形態としては、クリーム状の形態をとることが最も好ましい。本発明のクレンジング化粧料の必須成分であるイソステアリン酸石鹼とオレイン酸残基を有する非イオン界面活性剤は、質量比として1:8~10:1の割合で含有することが好ましく、2:5~4:1の割合で含有することができる。これはかかる質量比で本発明のクレンジング化粧料に含有せしめることにより、ラメラ液晶が安定し、その結果油性成分の分散が安定化するためクリーム状の形態が維持できるためである。なお、ラメラ液晶構造を有するかどうかの確認は、例えば、偏光顕微鏡による観察や、小角X線散乱などのような、従来公知の方法によって行えばよい。本発明のクレンジング化粧料においては、かかる成分以外に、通常化粧料で使用される任意成分を本発明の効果を損なわない範囲において含有することができる。この様な任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボガド油、トウモロコシ油、オリーブ油、ナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キャンデリラロウ、カルナウバロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類、流動パラフィン、スクワラン、プリスタン、オゾケライト、パラフィン、セレシン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリノ酸、ミリスチン酸、パルミチニ酸、ステアリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類、セチルアルコール、ステアリルアルコール、イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデカノール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高級アルコール等、イソオクタン酸セチル、ミリスチン酸イソプロピル、イソステアリン酸ヘキシルデシル、アジピン酸ジイソプロピル、セバチン酸ジ-2-エチルヘキシル、乳酸セチル、リンゴ酸ジイソステアリル、ジ-2-エチルヘキサン酸エチレングリコール、ジカプリン酸ネオペンチルグリコール、ジ-2-ヘプチルウンデカン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸トリメチロールプロパン、トリイソステアリン酸トリメチロールプロパン、テトラ-2-エチルヘキサン酸ベンタンエリトリット等の合成エステル油類、ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン等の鎖状ポリシロキサン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン、ドデカメチルシクロヘキサンシロキサン等の環状ポリシロキサン、アミノ変性ポリシロキサン、ポリエーテル変性ポリシロキサン、アルキル変性ポリシロキサン、ラウリル硫酸カリウム、アルキル硫酸トリエタノールアミンエーテル等のアニオン界面活性剤類、塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、塩化ベンザルコニウム、ラウリルアミノキサイド等のかチオン界面活性剤類、イミダゾリン系両性界面活性剤(2-ココイル-2-イミダゾリニウムヒドロキサイド-1-カルボキシエチロキシ2ナトリウム塩等)、ベタイン系界面活性剤(アルキルベタイン、アミドベタイン、スルホベタイン等)、アシルメチルタウリン等の両性界面活性剤類、ソルビタン脂肪酸エステル類(ソルビタンモノステアレート、セスキオレイン酸ソルビタン等)、プロピレングリコール脂肪酸エステル類(モノステアリン酸プロピレングリコール等)、グリセリンアルキルエーテル、POEグリセリン脂肪酸エステル類(POE-グリセリンモノイソステアレート等)、POE脂肪酸エステル類(ポリエチレングリコールモノオレート、POEジステアレート等)、POEアルキルエーテル類(POE2-オクチルドデシルエーテル等)、POEアルキルフェニルエーテル類(POEノニルフェニルエーテル等)、ブルロニック型類、POE・POPアルキルエーテル類(POE・POP2-デシルテトラデシルエーテル等)、テトロニック類、POEヒマシ油・硬化ヒマシ油誘導体(POEヒマシ油、POE硬化ヒマシ油等)、ショ糖脂肪酸エステル、アルキルグルコシド等の非イオン界面活性剤類、ポリエチレングリコール、グリセリン、1,3-ブチレングリコール、エリスリトール、ソルビトール、キシリトール、マルチトール、プロピレングリコール、ジプロピレングリコール、ジグリセリン、イソブレングリコール、1,2-ペンタンジオール、1,2-ヘキシレングリコール、1,2-オクタンジオール等の多価アルコール類、ピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム等の

保湿成分類、グアガム、クインスシード、カラギーナン、ガラクトン、アラビアガム、ペクチン、マンナン、デンプン、キサンタンガム、カードラン、メチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、メチルヒドロキシプロピルセルロース、コンドロイチン硫酸、デルマタン硫酸、グリコーゲン、ヘパラン硫酸、ヒアルロン酸、ヒアルロン酸ナトリウム、トラガントガム、ケラタン硫酸、コンドロイチン、ムコイチン硫酸、ヒドロキシエチルグアガム、カルボキシメチルグアガム、デキストラン、ケラト硫酸、ローカストビーンガム、サクシノグルカン、カロニン酸、キチン、キトサン、カルボキシメチルキチン、塞天、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、カルボキシビニルポリマー及び／又はその塩、アルキル変性カルボキシビニルポリマー及び／又はその塩、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリエチレングリコール、ベントナイト等の増粘剤、表面を処理されていてもよい、マイカ、タルク、カオリン、合成雲母、炭酸マグネシウム、酸化アルミニウム、硫酸バリウム等の粉体類、表面を処理されていてもよい、ベンガラ、黄酸化鉄、黒酸化鉄、酸化コバルト、群青、紺青、酸化チタン、酸化亜鉛の無機顔料類、表面を処理されていてもよい、雲母チタン、魚鱗箔、オキシ塩化ビスマス等のパール剤類、レーキ化されていてもよい、赤色202号、赤色228号、赤色226号、黄色4号、青色404号、黄色5号、赤色505号、赤色230号、赤色223号、橙色201号、赤色213号、黄色204号、黄色203号、青色1号、緑色201号、紫色201号、赤色204号等の有機色素類、パラアミノ安息香酸系紫外線吸収剤、アントラニル酸系紫外線吸収剤、サリチル酸系紫外線吸収剤、桂皮酸系紫外線吸収剤、ベンゾフェノン系紫外線吸収剤、糖系紫外線吸収剤、2-(2'-ヒドロキシ-5'-t-オクチルフェニル)ベンゾトリアゾール、4-メトキシ-4'-t-ブチルジベンゾイルメタン等の紫外線吸収剤類、エタノール、イソプロパノール等の低級アルコール類、ビタミンA又はその誘導体、ビタミンB₆塩酸塩、ビタミンB₆トリパルミテート、ビタミンB₆ジオクタノエート、ビタミンB₂又はその誘導体、ビタミンB₁₂、ビタミンB₁₅又はその誘導体等のビタミンB類、-トコフェロール、-トコフェロール、-トコフェロール、ビタミンEアセテート等のビタミンE類、ビタミンD類、ビタミンH、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類等、メチルパラベン、フェノキシエタノール等の抗菌剤等、グリチルレチン酸及び／又はその誘導体等の抗炎症成分、メリッサ、クジン、セイヨウノコギリソウ、アルニカ等の植物抽出物、フィトステロール等の植物性ステロール等、大豆リン脂質等が好ましく例示できる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

<実施例1～9>

下記に示す表1の处方に従って、本発明のクレンジング化粧料を作製した。即ち、70に温度を調整し、イに口を加えて中和しゲルを作製し、さらにハを加えた後に攪拌冷却し、本発明のクレンジング化粧料の実施例1～9を得た。同様に操作して、比較例1～3もそれぞれ作製した。クレンジング化粧料の実施例1について、小角X線散乱測定を行った。広角側のスペクトルを図1に示すが、ラメラ液晶構造に特有のブロードな波形が存在することを確認した。同様に実施例2～9のクレンジング化粧料もラメラ液晶構造を有していることを確認した。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

<試験例1>

上記で得られた各実施例及び比較例のクレンジング化粧料について、クレンジング力、使用性、洗い流し後のすっきり感及び安定性について評価した。即ち、下記表2に示す処方のリップカラーを上腕内側部に2cm×4cmの大きさに塗り、この部位に実施例1～9及び比較例1～3のクレンジング化粧料を使用して評価した。尚、それぞれのクレンジング化粧料に対して独立に試験部位を設定して試験を実施した。評価項目はリップカラーの落とし易さ(クレンジング力)、クレンジング後の水洗の容易さ(使用性)及び洗い流し後のすっきり感であった。評価の基準は、：非常によい、：良い、：やや良い、×：良くない、の4段階評価とした。又、化粧料を手に取ったときの状態(安定性の高いクリーム状、安定性の悪い液状)と、乳化粒子を偏光顕微鏡により観察したときの、ラメラ液晶構造の有無についても評価した。結果を表3に示す。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

<実施例10～18>

上記実施例1～9と同様の方法に従って、下記に示す表4の処方に従って、本発明のクレンジング化粧料の実施例10～18を作製した。同様に操作して、比較例4～6もそれぞれ作製した。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

<実施例19～27>

上記実施例1～9と同様の方法に従って、下記に示す表6の処方に従って、本発明のクレンジング化粧料の実施例19～27を作製した。同様に操作して、比較例7もそれぞれ作製した。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

<実施例28～36>

上記実施例1～9と同様の方法に従って、下記に示す表8の処方に従って、本発明のクレンジング化粧料の実施例28～36を作製した。同様に操作して、比較例8～10もそれぞれ作製した。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

【図1】本発明におけるクレンジング化粧料の実施例1の、小角X線散乱の広角側スペクトルを示す図である。